

令和4年度前期甲種防火管理新規講習実施要領

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部

令和4年度前期甲種防火管理新規講習を消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定に基づき次のとおり実施いたします。

- 1 日 時 令和4年5月26日(木)・27日(金) 2日間
1日目 午前9時30分～午後3時30分まで
2日目 午前9時30分～午後3時30分まで
※ 2日間とも、午前9時20分までに入室してください。
- 2 場 所 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部 2階講堂・屋外訓練棟他
喜多方市関柴町上高瀬字割田4番地1
TEL0241-22-6213（予防課）
- 3 講習科目

【 1日目 】 ① 防火管理の意義と制度 ② 防火管理の進め方と消防計画 ③ 火 気 管 理 ④ 危険物の安全管理	【 2日目 】 ① 施設設備の維持管理 ② 自 衛 消 防 ③ 地 震 対 策 ④ 消防用設備の操作要領等 ⑤ 効 果 測 定
--	---

※ 講習2日目に、消防用設備の実技講習を行いますので、操作に適した服装で受講してください。
- 4 受講手続 (1) 受講申込書及び受講票は消防本部・各署・各分署で準備してあります。また、消防本部ホームページ (<http://119.kouiki.kitakata.fukushima.jp>) からダウンロードできます。
(2) 受講申込書及び受講票の提出先は消防本部・各署・各分署に郵送又は持参し手続きを行ってください。郵送により手続きする場合は、本人宛の返信用封筒（長3号 120mm×235mm）に84円切手を貼付したものを同封してください。
なお、テキスト代（5,000円）は絶対に同封しないでください。
※受講当日にお支払いください。
(3) 受講票に必要事項をご記入の上、6ヶ月以内に撮影した写真（無帽、無背景、正面上三分身像の縦4cm、横3cmの大きさ）を貼ってください。
- 5 定 員 30名

- 6 受付期間 令和4年4月18日(月)～ 令和4年5月17日(火)まで
(定員になり次第締め切りとします。)
- 7 修了証の交付 全単位を修了した方については修了証を交付します。
- 8 受講料 無料(テキスト代として5,000円が必要となりますので受講申込み時に納入してください。郵送で申込みの方は、講習会当日納入してください。)
テキストは、講習会当日配布いたします。
- 9 講習科目の一部免除 次のいずれかの講習の課程を修了し、修了証又は点検資格者免状の交付を受けている方は、講習科目の「防火管理の意義と制度」が免除されます。ただし、効果測定には、免除される講習科目からも出題されます。
(1) 消防設備点検資格者講習の課程
(2) 自衛消防業務講習の課程
講習科目の免除を希望される方は、受講申込み時に交付を受けている講習の修了証又は点検資格者免状の写しを添付してください。
講習を免除される方の1日目の受付時間は、12時20分となります。
- 10 その他 (1) 本年度の講習は、新規講習のみ実施いたします。
(2) 今年度においては、前期・後期各1回実施する予定です。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況により変更することもありますのでご承知願います。
(3) 駐車場につきましては、消防本部南側に設けますのでご利用ください。なお、同一事業所で受講される方は可能な限り乗り合わせ等で来庁くださるようお願いいたします。
(4) 昼食は各自でご用意ください。受講会場での飲食は可能ですが、感染拡大の観点から黙食にご協力ください。
(5) 当日、欠席する場合は、消防本部予防課 (TEL0241-22-6213) までご連絡ください。

【問い合わせ先】

消防本部・喜多方消防署	〒966-0015	喜多方市関柴町上高額字割田4番地1	TEL0241(22)6213
北塩原分署	〒966-2701	北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093番地730	TEL0241(32)2020
山都分署	〒969-4135	喜多方市山都町字広中新田1167番地	TEL0241(38)2119
西会津消防署	〒969-4406	西会津町野沢字原町50番地	TEL0241(45)3119